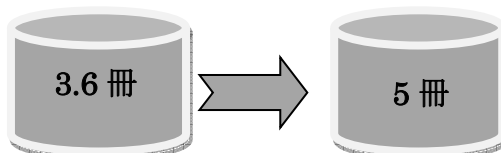


事業計画

平成 27 年 3 月に策定された「第 2 期郡山市教育振興基本計画」では生涯学習の基本目標を“一人ひとりの学ぶ心を大切にする生涯学習の推進”としており、図書館サービスの充実を図り、「地域の知の拠点」として、子どもからお年寄りまで幅広い利用者の多様な学習活動の支援に努めてまいります。

【平成 31 年度までの図書館の数値目標】

市民一人当たりの
年間貸出資料冊数



平成 30 年度の図書館は…

・読書活動推進事業

平成 17 年 3 月に策定した「郡山市子ども読書活動推進計画」、22 年度からの「第二次郡山市子ども読書活動推進計画」にひきつづき、平成 27 年 3 月に、「第三次郡山市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

上位計画である「第 2 期郡山市教育振興基本計画」の基本理念「ともに学び、ともに育み、未来を拓く教育の創造」のもと、生涯学習の分野での「一人ひとりの学ぶ心を大切にする生涯学習の推進」を基本目標とし、子どもが読書に親しむ機会を提供するとともに、家庭、地域、学校がお互いに協力・連携して積極的に子どもの読書活動を行えるよう環境の整備・充実を図るとともに、読書活動を支える人材の育成と啓発に努めます。

また、ボランティア養成講座や図書資料のリサイクルブックフェア、読書フォーラム、こども司書養成講座、学校司書向け講座など様々な取組みを実施します。

・資料整備事業

市民の利便性を図るため、「いつでも どこでも だれでも」利用できる図書館を目指し、中央図書館を核とする、地域図書館、分館のオンライン化により、ネットワーク化の推進を図っており、公民館の改築時に併せて分館のオンライン化整備を行ってまいります。

また、和書・古地図等の貴重文書や郷土資料のデジタルアーカイブ化を推進し、平成 29 年度から公開しました。

・熱海分館のオンライン化リニューアルオープン

利用者の利便性を向上するため、平成 30 年 5 月 14 日、中央図書館熱海分館を、磐梯熱海駅前の複合施設「ほっとあたま（熱海多目的交流施設）」内に移転再オープンしました。オンライン化により中央図書館ほかの図書館と連携できるようになったほか、職員の配置を行いサービス水準の向上を図ります。

予算の概要

平成 30 年度当初予算

予算科目	平成 30 年度予算額	備考
一般会計	12,790,000 万円	前年比 5.67%減
うち教育費	1,036,346 万円	一般会計の 8.1%
うち図書館費	41,150 万円	一般会計の 0.32% 教育費の 3.97%

図書館費内訳

(単位:千円)

1	職員給与費	職員 48 名の給与	237,033
2	子ども読書活動推進事業費	子ども読書活動推進活動に要する経費	293
3	図書館デジタルアーカイブ事業費	図書館デジタルアーカイブ事業に要する経費	1,582
4	図書館協議会費	図書館協議会に要する経費	511
5	図書館管理事務費	図書館の管理運営に要する経費	1,680
6	図書館維持管理費	図書館の維持管理に要する経費	47,030
7	資料整備事業費	図書資料等の整備に要する経費	58,261
8	図書館奉仕活動事業費	図書館奉仕活動に要する経費	55,620
9	図書館業務電算事業費	図書館情報システム等に要する経費	9,492
計			411,502

☆ 条例・規則

(1) 郡山市図書館条例

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条第 1 項及び図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、郡山市図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(図書館の基準)

第 3 条 図書館は、法第 7 条の 2 によって定められた基準による。

(管理)

第 4 条 図書館は、教育委員会が、これを管理する。

(入館の制限等)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の館長(以下「館長」という。)は、図書館への入館を拒み、又は退館させることができる。

- (1) 風紀若しくは秩序を乱し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備又は図書館資料を損傷し、汚損し、若しくは滅失させ、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、館長が管理運営上適当でないと認めるとき。

(図書館資料の複写)

第 6 条 図書館資料の複製物を必要とする者は、当該図書館資料の複写について館長に申し込みをしなければならない。この場合において、次に該当する場合は、館長は、当該複写を認めないことができる。

- (1) 複写することによりその図書館資料を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 法令等に違反するおそれがあることその他の理由により館長が複写を適当でないと認めるとき。

(館外利用)

第 7 条 次に掲げるものは、規則で定めるところに従い、図書館資料を図書館以外の場所(以下「館外」という。)において利用することができる。

- (1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する個人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、館長が適当と認めたもの

2 前項の規定により図書館資料を館外で利用しようとするものは、館長に申し込みを

して利用カードの交付を受けなければならない。

- 3 利用カードの交付を受けたもの(以下「館外利用者」という。)は、規則で定める事項に変更を生じたときは、当該変更に係る事項を速やかに館長に届け出なければならない。
- 4 館外利用者は、第 1 項各号に掲げる利用資格者でなくなったときは、速やかに館長に利用カードを返却しなければならない。
- 5 利用カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

(貸出しの停止)

第 8 条 館長は、館外利用者が利用期間を過ぎても貸出しを受けた図書館資料を返却しないときは、当該館外利用者に対する貸出しを停止することができる。

(使用の許可)

第 9 条 郡山市中央図書館の視聴覚ホール及び会議室(以下「視聴覚ホール等」という。)を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 教育委員会は、郡山市中央図書館の管理運営上必要があるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第 10 条 教育委員会は、視聴覚ホール等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、視聴覚ホール等の使用許可をしない。

- (1) 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたととき。
- (2) 視聴覚ホール等及びその設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めたととき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、管理運営上適当でない行為をするおそれがあると認めたととき。

(使用許可の取消し等)

第 11 条 教育委員会は、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、視聴覚ホール等の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の目的又は条件に違反したとき。
- (3) 使用許可後において前条各号のいずれかに該当したとき。

(使用料)

第 12 条 使用者は、別表第 2 に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の免除)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 市(市の機関を含む。以下この条において同じ。)が主催して行う事業等に使用するとき。
- (2) 市と他の団体が共催して行う公益的事業であって、市長が認めるものを使用するとき。
- (3) その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めるとき。

(使用料の不返還)

第 14 条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき。
- (2) 使用者が使用を開始する 5 日前までに、使用の取りやめの申し出をし、教育委員会がこれを承認したとき。
- (3) 使用者が使用を開始する 5 日前までに、使用の変更の申請をし、教育委員会がこれを許可した場合において、既納の使用料に過納金を生じたとき。
- (4) 使用者が使用を開始する前に、使用許可を取り消されたとき。
- (5) その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第 15 条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第 16 条 使用者は、視聴覚ホール等の使用を終了したとき又は使用を停止されたとき若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに視聴覚ホール等及びその設備等を原状に回復し、教育委員会に引き渡さなければならない。

(賠償責任)

第 17 条 図書館の施設、設備又は図書館資料を損傷し、汚損し、又は滅失させた者は、教育委員会の指示に従い、同等の物若しくは相当の代価をもってその損害を賠償し、又は原形に復さなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(図書館協議会の委員の任期及び定数)

第 18 条 法第 14 条第 1 項の規定により、郡山市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)の数は、15 名以内とし、その任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第 19 条 委員の報酬等は、郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 42 年郡山市条例第 69 号)の定めるところによる。

第 20 条 この条例の施行に必要な事項は、郡山市教育委員会が別に定める。

(2) 郡山市図書館条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市図書館条例(昭和40年郡山市条例第49号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 郡山市図書館(以下「図書館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料(第6号に規定する視聴覚機材及び視聴覚教材を除く。第5号及び第2章において同じ。)の利用、複写等に関すること。
- (3) 読書会、講習会、講演会、研究会、鑑賞会、資料展示会等の主催及びその奨励に関すること。
- (4) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供に関すること。
- (5) 官公庁、学校、博物館、研究所、他の図書館等との協力及び図書館資料の相互貸借に関すること。
- (6) 郡山市中央図書館の視聴覚機材及び視聴覚教材(以下「視聴覚機材及び教材」という。)の提供(第16条に規定する者への提供に限る。)に関すること。
- (7) 郡山市中央図書館の視聴覚ホール及び会議室(以下「視聴覚ホール等)の施設、設備等の提供に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するために必要な事業

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定めるとおりとする。ただし、郡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

第2章 図書館奉仕

第1節 館内利用

(利用場所)

第5条 図書館資料は、館内の所定の場所で利用しなければならない。ただし、図書館長(以下「館長」という。)が必要と認めたときは、その指定する場所で利用することができる。

(図書館資料の複写)

第6条 条例第6条の規定により図書館資料の複写をしようとする者は、複写申込書(第1号様式)を館長に提出しなければならない。

第2節 館外利用

(館外利用手続等)

第7条 条例第7条第1項の規定により図書館資料(分館のうち教育委員会が別に定めるものの図書館資料を除く。)を館外で利用しようとするものは、利用カードを提示しなければならない。

ない。

2 条例第7条第2項の規定により利用カードの交付を受けようとするものは、利用カード申込書(第2号様式)に必要な事項を記入し、同条第1項に規定する利用資格を証明する書類を提示して申込みをしなければならない。

3 条例第7条第3項の規則で定める事項は、前項の利用カード申込書に記載した事項とする。

(館外利用数量及び期間)

第8条 図書館資料を館外で利用できる数量及び期間は、別表第2のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

(館外利用の制限)

第9条 次に掲げる図書館資料は、館外で利用することができない。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 貴重な図書館資料
- (2) 館内において特に利用の多い図書館資料
- (3) その他館長が特に指定した図書館資料

第3章 図書館資料の寄贈

(図書館資料の寄贈)

第10条 館長は、図書館資料の寄贈の申出があったときは、これを受けすることができる。

(寄贈図書館資料の取扱い)

第11条 前条の規定により寄贈された図書館資料の取扱いについては、次項及び第3項に定めるところによるほか、他の図書館資料と同様とする。

2 館長は、寄贈された図書館資料については、当該図書館資料及び寄贈者に関する事項その他必要な事項を台帳等に記録し、これを保存しておかななければならない。

3 寄贈された図書館資料には、寄贈者の申出により、当該寄贈者の氏名又は名称を表記することができる。

第4章 視聴覚機材及び教材並びに視聴覚ホール等の使用

(使用許可申請)

第12条 視聴覚機材及び教材又は視聴覚ホール等を使用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 視聴覚機材及び教材を使用するとき 郡山市中央図書館視聴覚機材・教材使用許可申請書(第3号様式)
- (2) 視聴覚ホール等を使用するとき 郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用許可申請書(第4号様式)

2 前項第1号に規定する申請書は使用しようとする日(以下「使用日」という。)の1月前から使用日までの期間内に、同項第2号に規定する申請書は使用日の6月前から7日前までの期間内に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に認めた場合は、同項に規定する申請の期間外であっても申請することができる。

(使用許可)

第13条 教育委員会は、視聴覚機材及び教材又は視聴覚ホール等の使用を許可したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用許可書を申請人に交付する。

- (1) 視聴覚機材及び教材の使用を許可したとき 郡山市中央図書館視聴覚機材・教材使

用許可書（第5号様式）

（2） 視聴覚ホール等の使用を許可したとき 郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用許可書（第6号様式）

（使用許可の変更手続）

第14条 視聴覚ホール等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときは、郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用変更許可申請書（第7号様式）に前条第2号に規定する使用許可書を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する変更を許可したときは、郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用変更許可書（第8号様式）を申請人に交付する。

（貸出数量及び期間）

第15条 視聴覚機材及び教材の貸出数量及び期間は、別表第3のとおりとする。

（使用者の範囲）

第16条 視聴覚機材及び教材を使用することができる者は、市内の学校、社会教育団体等とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

（使用料の納入）

第17条 条例第12条に規定する使用料は、第13条第2号に規定する使用許可書の交付を受ける際に納入しなければならない。許可を受けた事項の変更により使用料に不足額が生じた場合も同様とする。

（使用料の免除）

第18条 条例第13条の規定により免除することができる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 条例第13条第1号又は第2号に規定する場合 当該使用料の全額

（2） 条例第13条第3号に規定する場合 当該使用料のうち教育委員会が認める額

2 使用料の免除を受けようとする者は、郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用料免除申請書（第9号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第19条 条例第14条ただし書の規定により返還できる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 条例第14条第1号に規定する場合 当該使用料の全額

（2） 条例第14条第2号に規定する場合 当該使用料の10分8の額

（3） 条例第14条第3号に規定する場合 当該過納金の額

（4） 条例第14条第4号に規定する場合 当該使用料の10分5の額

（5） 条例第14条第5号に規定する場合 当該使用料のうち教育委員会が認める額

2 使用料の返還を受けようとする者は、郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用料返還請求書（第10号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（遵守事項）

第20条 視聴覚機材及び教材並びに視聴覚ホール等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 視聴覚機材及び教材並びに施設、設備等を他に転貸しないこと。

（2） 使用に際し、会費、入場料その他の費用を徴収しないこと。

（3） 使用した施設、設備等は、原状に復して整理整頓すること。

（4） 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙をしないこと。

- (5) 風紀及び秩序を乱さないこと。
- (6) 許可されない施設、設備等を使用しないこと。
- (7) その他職員の指示に従うこと

第5章 雑則

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(以下省略)

別表第1(第3条、第4条関係)

	休 館 日	開館時間
中央図書館	(1) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日 (2) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の祝日法による休日でない直近の日とする。) (3) 館内整理日(毎月末日。ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日とする。)	1 視聴覚ホール等以外 (1) 1月から4月まで及び12月の火曜日から金曜日まで午前9時30分から午後6時まで (2) 5月から11月までの火曜日から土曜日まで 午前9時30分から午後7時まで (3) 土曜日((2)に規定する土曜日を除く。)日曜日及び祝日法による休日 午前9時30分から午後5時まで 2 視聴覚ホール等 午前9時から午後9時まで
希望ヶ丘図書館 安積図書館 富久山図書館	(1) 祝日法による休日 (2) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日 (3) 金曜日 (4) 館内整理日(年度末日。ただし、その日が金曜日に当たるときは、その前日とする。)	(1) 月曜日から木曜日まで 午前9時30分から午後6時まで (2) 日曜日及び土曜日 午前9時30分から午後5時まで

中央図書館の分館	(1) 祝日法による休日 (2) 1月2日から同月4日まで 及び12月28日から同月31日 までの日 (3) 第3日曜日及び月曜日 (4) 館内整理日(年度末日。ただし、 その日が月曜日に当たるときは、 その翌日とする。)	午前9時30分から午後5時まで
----------	--	-----------------

別表第2 (第8条関係)

	数量		期間
	図書資料	視聴覚資料	
条例第7条第1項 第1号に規定する 個人	5冊以内	2点以内 次の各号のいずれかに該当する 視覚障害者については、5点以内と する。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年 法律第283号)第4条に規定する 身体障害者 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第4条第2項に規定する 障害児	15日以内
条例第7条第1項第 2号に規定する団体	300冊以内		1月以内

備考

- 1 条例第7条第1項第3号に規定するものについては、そのものが個人である場合は同項第1号に規定する個人と、団体である場合は同項第2号に規定する団体とみなして、この表を適用する。
- 2 この表において「図書資料」とは、館外で利用できる図書等をいい、「視聴覚資料」とは、館外で利用できる視聴覚資料(第2条第6号に規定する視聴覚機材及び視聴覚教材を除く。)をいう。

別表第3（第15条関係）

	種類	貸出数量	貸出期間
視 聴 覚 機 材	16ミリ映写機	1回につき1台	8日以内
	ビデオプロジェクター	1回につき1台	8日以内
	オーバーヘッドカメラ	1回につき1台	8日以内
	ビデオデッキ	1回につき1台	8日以内
	DVDプレーヤー	1回につき1台	8日以内
	DVD一体型ビデオデッキ	1回につき1台	8日以内
	スクリーン	1回につき1台	8日以内
	スピーカー	1回につき1台	8日以内
	暗幕	1回につき20枚以内	8日以内
教 材	16ミリ映画フィルム	1回につき5本以内	8日以内
	教材ビデオテープ	1回につき5本以内	8日以内
	教材DVDソフト	1回につき5本以内	8日以内

（3）郡山市図書館協議会の会議運営に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、郡山市図書館協議会(以下「協議会」という。)の会議運営について必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 協議会は、郡山市中央図書館長が招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、付議すべき事項とともに、あらかじめ委員に通知しなければならない。

（定例会及び臨時会）

第3条 協議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年4回とし、臨時会は必要があるときに招集する。

（議長及び副議長）

第4条 協議会に議長及び副議長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 議長及び副議長の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

（職務）

第5条 議長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、委員の過半数で成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の会議に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

郡山市図書館協議会委員

任期：平成29年6月1日～平成31年5月31日

議長	くわの 桑野	さとし 聡	短期大学教授
副議長	さとう 佐藤	もとこ 素子	おはなしグループ元代表
委員	あかぬま 赤沼	じゅんこ 順子	幼稚園園長
委員	いとう 伊藤	キミヨ	郡山市婦人団体協議会役員
委員	えんどう 遠藤	ひろみ 広美	郡山市立小学校学校司書
委員	かねこ 金子	たいぞう 泰三	ピアニスト 元短期大学音楽科主任教授
委員	こばやし 小林	かずふみ 和文	郡山市立中学校長
委員	サンジェイ・パリーク		大学准教授
委員	たかまつ 高松	ただひさ 尚久	理学博士
委員	たんの 丹野	たかのり 孝典	新聞社郡山総支社次長兼報道部長
委員	まつい 松井	ひさのり 壽則	障がい者自立支援協議会
委員	むなかた 宗形	ひろこ 博子	子ども文庫連絡協議会委員
委員	やまぐち 山口	あやこ 亜矢子	会社員
委員	ゆだ 湯田	ちかこ 千賀子	郡山市立小学校長
委員	よしい 吉井	あきお 明生	元郡山市立中学校長

(委員は氏名の50音順)